（事業を廃止していない旨の届出）

**第二百八条の二**　法第六十四条の二第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

３　（略）

（削る。）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

**第二百三十四条**　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　（略）

二　法第十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法第三百十条第七項第二号

三～十三　（略）

２　（略）

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

１　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項

(1)・(2)　（略）

(3)　役員の状況

イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

（略）

（記載上の注意）

１～５　（略）

６　第139条第３号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。

(4)～(8)　（略）

第２～第16　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（略）

目　　次

（略）

（事業を廃止していない旨の届出）

**第二百八条の二**　法第六十四条の二第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、組合の代表理事又は代理人が記名押印しなければならない。

一～四　（略）

３　（略）

４　第一項又は前項の書面に押印すべき組合の代表理事の印鑑は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第二十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第六十四条の二第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

**第二百三十四条**　次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　（略）

（新設）

二～十二　（略）

２　（略）

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概要書

（略）

１　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項

(1)・(2)　（略）

(3)　役員の状況

イ　（略）

ロ　当期末現在の役員

（略）

（記載上の注意）

１～５　（略）

（新設）

(4)～(8)　（略）

第２～第16　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（略）

目　　次

（略）